

# 奈良県オリエンテーリング協会規約

(名称)

第1条 本会は、奈良県オリエンテーリング協会(以下「協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、奈良県内のオリエンテーリングの普及・発展を図るとともに、県民の健康と体力の増進に努め、県民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. オリエンテーリングの競技会及び大会等の行事開催
2. オリエンテーリング指導員養成講習会の開催
3. オリエンテーリング組織の育成
4. オリエンテーリングの調査及び研究
5. オリエンテーリングに関する情報の収集・提供と図書(地図等)及び機材の斡旋ならびに販売
6. 本協会と共通の目的を有する諸団体との連絡及び協調
7. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本協会の会員は第3条の目的に賛同する次の団体及び個人とする。

1. 奈良県内のオリエンテーリングクラブ
2. 奈良県在住の公認指導員
3. オリエンテーリングの趣旨に賛同し理解のある個人または法人

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 副会長 若干名
2. 理事 20名以内
3. 監事 2名以内
4. 顧問 若干名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

1. 役員は総会で選任する。
2. 会長・副会長は第5条の会員より選任する。
3. 理事は第5条に定める会員から推薦する。
4. 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を事務局長とする。
5. 顧問は会長が委嘱する。
6. 役員その他の選任方法は総会において定める。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本協会を代表し、その会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠けた時は、その職務を代理する。
3. 理事長は本協会の会務を掌握する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故または欠けた時は、その職務を代理する。
5. 事務局長は本協会の事務を執行する。
6. 理事は本協会の会務を分担し執行する。
7. 監事は本協会の財産業務及び会計の監査を執行する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。旧役員は新役員が決定するまで職務を行う。

(会議)

第10条 本協会の会議は次のとおりとする。

1. 総会 第5条に定める会員で構成する。
2. 役員会 第6条に定める役員で構成する。
3. 常任理事会 理事長、副理事長及び事務局長で構成する。
4. 理事会 理事で構成する。

(1)総会

- ①通常総会を年1回とし臨時総会は理事会が必要と認めた時、それぞれ会長が召集する。
- ②議長はその総会の出席会員の内より選出する。
- ③議決は出席者の過半数とし可否同数の時は議長がこれを決定する。

(2)役員会、常任理事会、理事会

- ①会務執行に必要と認めた時、理事長がこれを召集する。
- ②議長は理事長とする。
- ③定数は2分の1以上の出席を必要とする、ただし事前の委任は出席とみなす。

(会計)

第11条 本協会の会計は、入会金、会費、登録料、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。なお会計に関する規定は別会計細則を準用する。

第12条 本協会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本協会の事務処理をするために事務局を置く。なお事務局には必要に応じて事務職員を置くことができる。

(細則)

第14条 この規約の施行についての細則は理事者会の議決を経て別に定める。

(付則)

この規約は、昭和49年7月1日から施行する。

昭和51年6月28日改定、同日施行する。

昭和63年12月10日改定、同日施行する。

平成9年4月5日改定、同日施行する。

平成30年8月30日改定、同日施行する。